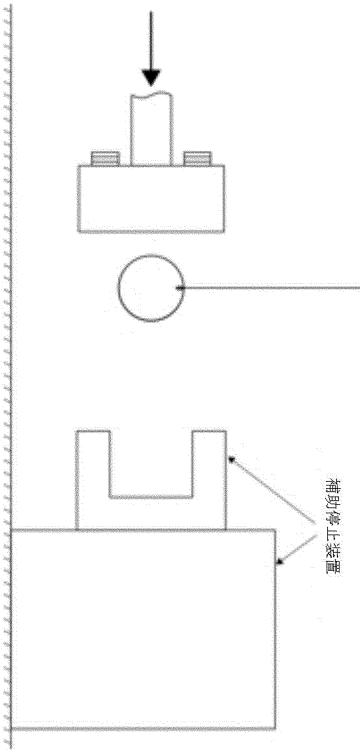
図15　上部脚部インパクタの動的検定試験の設定



3.3.7.　振り子チューブは3±0.03kgの質量、厚さ3±0.15mmの肉部、150＋1／－4㎜の外径で、その全長は275±25mmであるものとする。振り子チューブは低温仕上げのシームレススチール製（金属表面メッキは公差内とする。）で、2.0μm以下の外表面仕上げとする。振り子チューブは直径1.5±0.2mm、最低長2,000mmの2本のロープで吊り下げ、その表面は清浄で乾燥しているものとする。振り子チューブはその円筒形の縦方向軸が、前面フレームに±2°の公差で、かつインパクタの移動方向に±2°の公差で垂直（水平）になるようにし、振り子チューブの中心がインパクタの前面フレームの中心と、横方向±5㎜の公差及び垂直方向±5㎜の公差で一致するように設置するものとする。

3.4.　要件

3.4.1.　インパクタが円筒形状の静止振り子に推進して衝突するとき、各荷重トランスデューサーで計測される最大力は1.20kN以上1.55kN以下、上端及び下端の荷重トランスデューサーで計測される最大力の差は0.10kN以下でなければならない。また、歪ゲージで計測した最大曲げモーメントは中心の位置で190Nm以上250Nm以下、外側の位置で160Nm以上220Nm以下なければならない。上側と下側の曲げモーメントの最大値の差は、20Nm以下であるものとする。

これら全ての値について採用した値は、振り子との最初の衝突から後に測定したものとする。インパクタ及び振り子の停止のために使用する装置等は、最初の衝突と停止段階が重ならないように準備するものとする。停止装置によってトランスデューサーの出力がチャンネル増幅クラス（CAC）仕様を超えてはならないものとする。

3.4.2.　全てのトランスデューサーの計器応答値は、ＩＳＯ6487：2002に規定されているところに従い、周波数クラス（ＣＦＣ）においては180Hz、振幅レンジ（ＣＡＣ）においては荷重トランスデューサーが10kN、曲げモーメントが1,000Nmであるものとする。ただし、インパクタ自体が物理的にこれらの値まで伸び、又は湾曲する構造を有することを求めるものではない。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二十二条、第三十二条、第百条、第百十条、第百七十八条及び別添九十九の改正規定は、平成二十三年六月一日、第二十一条、第九十九条及び第百七十七条の改正規定は、平成二十三年八月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百六十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第二十一条第四項、第九十九条第五項及び第百七十七条第四項」を「第二十一条第五項、第九十九条第六項及び第百七十七条第五項」に、同条第三項中「第十七条の二第二項及び第三項」を「第十七条の二第三項及び第四項」に、「第二十一条第二項及び第三項、第九十九条第三項及び第四項並びに第百七十七条第二項及び第三項」を「第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第三項、第四項及び第五項並びに第百七十七条第三項及び第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

4　平成二十八年七月三十一日以前に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）及び国土交通大臣が定める自動車については、保安基準第十七条の二の規定並びに細目告示第二十一条、第九十九条及び第百七十七条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十七条の二並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第二十一条、第九十九条及び第百七十七条の規定に適合するものであればよい。

5　平成二十八年八月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）のうち国土交通大臣が定める自動車については、保安基準第十七条の二の規定並びに細目告示第二十一条、第九十九条及び第百七十七条の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十七条の二並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第二十一条、第九十九条及び第百七十七条の規定に適合するものであればよい。

13　平成三十年一月二十三日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下である自動車（運転者席の着席基準点が前車軸中心線から後方に一・一メートルの線より後方に位置するもの（以下この条において「ボンネットを有する自動車」という。）に限る。）のうち、平成二十七年二月二十三日以前に指定を受けた自動車については、保安基準第十八条第五項の規定並びに細目告示第二十二条、第百条、第百七十八条及び別添九十九の規定は、適用しない。

14　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十八条第五項の規定並びに細目告示第二十二条、第百条、第百七十八条及び別添九十九の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の保安基準第十八条第五項の規定並びに細目告示第二十二条、第百条、第百七十八条及び別添九十九の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十年二月二十三日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって車両総重量二・五トン以下のもの（軽自動車にあっては、ボンネットを有する自動車に限る。）及び専ら貨物の運送の用に供する車両総重量二・五トン以下の自動車であってボンネットを